

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月27日

京都府水産事務所長

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	14隻	10トン未満	東経135度20.0分の線	9月1日から翌年5月31日まで	別記のとおり
	9隻	10トン以上15トン未満	以東の京都府沖合海面		

別記

「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月1日から令和6年7月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この許可の有効期間は、令和6年9月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和7年8月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件を付すことがある。